|  |  |
| --- | --- |
| 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について（案）第１　「略」第２　運用要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。　１　高性能林業機械の導入（要綱別表第１の１）（１）　「略」（２）県の目標値要綱別表３の１の留意事項（５）及び要領第１号様式の別紙１－１－１に記載のある「素材生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。」の「県の目標値」は別紙１のとおりとする。（３）～（４）　「略」　２　林業機械のリース（要綱別表第１の２）（１）～（３）　「略」　　（４）実績報告書第２の１の（４）に準ずる。３　「略」　４　作業システムの改善（要綱別表第１の４）（１）　「略」（２）改良を実施する機械本体（ベースマシン）　　　　　作業機（アタッチメント等）を架装する機械本体の稼働時間はおおむね5,000時間、導入後5年程度以内の機械本体を推奨する。作業機を架装してその性能を十分発揮できる機械本体であり、目標年度又は改良後5年以上若しくは補助事業により導入した機械施設の処分制限期間（耐用年数）の何れか長い期間までの間、実用に供するものとして、確約書（別紙２）を要領第３の１の事業計画書に添付するものとする。また、本体がリース契約の場合は、リース契約後に買い取る事が確認出来る契約書等の写しを併せて添付するものとする。（３）～（５）　「略」５　データ活用型造材機械等の導入（要綱別表第１の５）（１）補助対象経費①　第２の１の（１）に準ずる。なお、附属機械器具購入費には、車載用センサーや操作及びデータ解析等に用いる端末機器（通話機能のないものに限る。）を含む。②　既存所有する機械本体への架装は、第２の４の（２）による基準を満たす場合に限り補助対象とする。③　造材データ解析ソフトは、導入する造材機械のデータをパーソナルコンピューターや端末機器に取り込み、データを加工し又は分析する場合に必要なソフト購入費とする。（２）生産目標５年目の目標値（導入年度の翌年から起算して５年目）として、事業主体の素材生産量2,000㎥/年以上の増加又は生産量の伸び率120％以上であること。（３）機械導入後の保守・管理第２の１の（３）に準ずる。（４）協定書の締結要綱第５条の（10）の規定については、次の①又は②による協定を締結し、③及び④に該当すること。①　県内に木材加工施設を有する製材工場やチップ事業者、バイオマス発電施設などとの間で原木の安定供給協定を締結すること。②　①との間で協定を締結している県内の流通事業者との間で原木の安定供給協定を締結すること。③　協定期間は原則として１年以上とし、目標年度終了までの間、協定を維持又は新たな協定等により協定先を確保すること。④　導入された機械を活用して生産された原木の過半は協定先に供給するよう努めること。（５）取得データの活用・提供要綱別表第１の事業区分のうち５の（５）の規定については、次の全てを満たすこと。①　補助施設により取得したデータは、現場へのトラック配送、日々の生産管理及び作業システムの改善などの生産管理等に活用すること。②　補助施設により取得した造材データ及び生産管理等に用いた加工データは、無償で県の求めに応じ提供し、そのデータ及び加工したデータを公開することを了承すること。（６）研修会等への参加県が実施する造材データの利活用に向けた研修会等へ参加すること。ただし、事故により参加が困難となった場合はこの限りではない。６～７　「略」附則　　「略」附則１　この運用は、令和 ３年 ７月 ８日から施行する。別紙１　　「略」別紙２確　　　　　約　　　　　書高知県知事　　　　　　　　　　様高知県高性能林業機械等整備事業（作業システムの改善・データ活用型造材機械等の導入）において導入する機械施設を、既存所有する機械本体へ架装し利用するに当たり、既存機械が故障等により稼動が困難になった場合には、自力により修理し、又は更新して、目標年度又は５年以上若しくは当事業により導入した機械施設の処分制限期間（耐用年数）の何れか長い期間までの稼動を確約します。記１　補助事業により導入する機械施設名２　中古ベースマシン等　ア　会社名イ　機種名ウ　製造年月日エ　製造番号令和　　年　　月　　日事業主体名住　所氏　名 | 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について第１　「略」第２　運用要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。　１　高性能林業機械の導入（要綱別表第１の１）（１）　「略」（２）県の目標値要綱別表３の１の留意事項（５）及び要領第１号様式の別紙１－１－１に記載のある「素材生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。」の「県の目標値」は別記のとおりとする。（３）～（４）　「略」　２　林業機械のリース（要綱別表第１の２）（１）～（３）　「略」　（４）実績報告書間接補助事業の場合、間接補助事業者（市町村）は、事業実施主体に補助金を支払った日を補助事業の完了日として、補助金交付要綱第９条に定める実績報告を行うものとする。３　「略」　４　作業システムの改善（要綱別表第１の４）（１）　「略」（２）改良を実施する機械本体（ベースマシン）　　　　　作業機（アタッチメント等）を架装する機械本体の稼働時間はおおむね5,000時間、導入後5年程度以内の機械本体を推奨する。作業機を架装してその性能を十分発揮できる機械本体であり、改良後5年以上の実要耐用年数を有する機械本体とする。　　　　　また、本体がリース契約の場合は、リース契約後に買い取る事が確認出来る契約書等の写しを添付するものとする。（３）～（５）　「略」　　　「追加」５～６　「略」附則　　「略」　「追加」別記　　「略」　「追加」 |